

平成 21 年 12 月定例会 総務常任委員会の主な質疑・質問等

平成 21 年 12 月 10 日

発 言 者	発 言 要 旨
寒河江委員	<p>新たな総合計画について、子育てや福祉に関して、これまで、北欧型の高福祉高負担が叫ばれてきたが、子育てや介護などを地域の協働で支えることも大切と考える。審議会での議論の状況はどうか。</p>
企画主幹	<p>いかに地域で切れ目なく支えていけるかが重要であり、様々な主体の協働により、地域の中で一生を送れるような仕組みづくりが必要との考えが示されている。</p>
寒河江委員	<p>教育のために社会があるべきという考えもあり、かけがえのない子どもを優先にする社会、教育の深さこそが一人ひとりの幸せにつながると考える。そのような意見はどうか。</p>
企画主幹	<p>直接的なものはないが、最初に教育体制ありきではなく、子どもの発達に応じた連続性のある教育とそれを支えていく社会が重要、といった議論があった。</p>
寒河江委員	<p>これからの産業においては、環境が核になると考えられるが、そのような議論はどうか。太陽光発電、バイオスタウンなどを産業の核としていってはどうか。</p>
企画主幹	<p>これからは、環境を守るとともにその活動を通じて、地域や経済を活性化させていく視点が重要。また、一足飛びには難しいが、再生可能エネルギーなどに係る地域の実験的システムを一つ一つ積み上げていくべきといった意見があった。</p>
寒河江委員	<p>農業政策についても、国の画一的な政策に乗るのではなく、山形発のものを打ち出していくことが重要と考えるがどうか。</p>
企画主幹	<p>農業の生産力をいかに高めていくかがポイントであり、現場の力、ノウハウ活かして、「食料供給県山形」を目指した政策を展開していくべきといった意見があった。</p>
寒河江委員	<p>地方があつて国があるという地域主権型の道州制といった議論もあつてしかるべきと考えるが状況はどうか。</p>
政策企画課長	<p>道州制については、国でも様々な議論がなされているが、県としても全国知事会などを通じて意見を述べ、まずは地方分権、ないしは地域主権といったものを進めていくことが重要と考えている。</p>
寒河江委員	<p>国の第 2 次補正予算についてはどう進むか分からないが、7.2 兆円のうち 2.7 兆円は前政権の補正予算の凍結分であり、3.5 兆円は税の減収分である。残りの 1 兆円だけでどう対応するのか。凍結分を解除するのが一番と考えるがどうか。</p>
財政課長	<p>第 1 次補正の凍結分は 2.9 兆円であり、本県に関しては、地域医療再生基金は未内定となっているが、補正関係の基金にはあまり影響はない。国庫補助事業には影響がなかった。公共投資臨時交付金については算定基礎に影響が出るものと考えられるが、未だ配分されず、中途半端な状況となっている。2.9 兆円と 2.7 兆円の関係については、はっきりしたことはいえない。地方支援の 3.5</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	兆円のうち3兆円は地方交付税の減額分に充てられ、0.5兆円は地方の社会資本整備に充てられる。凍結分の解除と今回の第2次補正は別物と考えている。
寒河江委員	国の第1次補正予算で廃止となった子育て応援特別手当について、国に対し執行停止の解除のための働きかけをすべきと考えるがどうか。また、市町村からそのような意見はないか。
政策企画課長	全国知事会でも、第1次補正予算の凍結の際には、地域の実態に配慮するよう働きかけを行っているところである。執行停止は政府の判断であるが、本県としては、第2次補正など活用できるものは、うまく活用していくことが必要である。「事業仕分け」など、いろいろな事項について、地方の意見を伝えていく必要はあるが、場面に応じて行うことになると思う。なお、市町村からの意見はない。
寒河江委員	新型インフルエンザと季節性インフルエンザの違いについて。
危機管理室長	一般の医療機関における診断は、簡易キットを用いてA型かB型かを判定するのみで、新型か季節性かの判定はできない。ただし、治療方法はどちらも同じである。現場では、子供用ドライシロップのタミフルが不足しており、大人用を与えていると聞いている。なお、衛生研究所のサンプル調査では、すべて新型であることから、現在流行しているインフルエンザは新型とみて間違いない。
寒河江委員	学校閉鎖が多く、受験生への影響が心配されるが、どのように対応していくのか。
危機管理室長	具体的な対応は教育委員会で検討しているが、ワクチン接種は前倒しして行っていくとのこと。
寒河江委員	ワクチンの接種は1回でいいのか。助成制度はどのようになっているのか。また、相談窓口などは設けているか。
危機管理室長	ワクチンの効果は5カ月で、接種にあたっては、低所得者に対し助成を行っている。また、相談窓口を各保健所及び保健薬務課に設けている。
高橋委員	総合支庁について、どのように評価しているか。
行政改革課長	総合支庁は、地域に軸足を置く総合出先機関として設置して以来、地域の特色にあった地域づくり、市町村との連携に確かな役割を果たしてきたものと認識している。
高橋委員	職員数の削減を進めてきている中で、総合支庁の分庁舎の機能が低下している。地域の声を活かしての現場主義はこれで大丈夫なのか。
人事課長	仕事と組織の見直しを図る中で、職員数の削減に取り組んできている。厳しい財政状況があり、県民に痛みを求めると、県の内部努力としての職員数の削減は引き続き必要である。一方で、現場主義や専門性は大事である。3%一律削減ではなく、市町村や地域の声をよく聞いて今後とも議論していく。
高橋委員	県民に対するサービスの均衡が分庁舎体制によって崩れているのではないか。村山地域についていえば、山形市の人はいいが、格差が生じている。

発 言 者	発 言 要 旨
人事課長	村山総合支庁北庁舎について言えば、職員数は昨年度とほぼ同数であり、現場の実態に即してメリハリをつけた配置を行っている。引き続き、市町村や関係団体の話をよく聞いていくことが重要と考えている。
高橋委員	行政コスト・チェック委員会の委員の選定方法及びその考え方について。
行政改革課長	県民の目線から幅広くご意見をいただくよう、地域活動の中で活躍されている方、民間企業の経営者、経営の専門家として税理士、自治体経営に詳しい学識の方など幅広い分野から地域バランスや男女構成など総合的に勘案して選定している。
総務部長	行政サービスの低下はあってはならないことであり、総合支庁の分庁舎に係る意見は真摯に受け止めたい。削減ありきの考えはとっていないことはご理解いただきたい。市町村や農業関係者など様々な声を総合支庁で聞いて、総務部に伝えてもらい、しっかりと考えていきたい。県民サービスが拡充することについて県民の反対はない。一方で、そのために職員数が増えること、減らないことについては議論があるところ。コスト・チェック委員会で、人口10万人当たりの職員数としては本県が東北の中でトップであることについて、その要因も含めてしっかり説明を行い、一定の理解を得ているが、厳しい意見があることは事実。県民の理解を得ながら取り組んでいくべきものと考えている。
高橋委員	県関係施設の修繕について、現場では予算要求できないという声があるがどうか。今のうちに対策を講じた方が将来的には安上がりになるのではないかと。耐震化工事とあわせて進めた方がよかったのではないかと。
財政課長	財政状況が厳しく、予算の制約がある中で修繕は難しい。様々な要求がある中で、バランス良くやっていきたい。
高橋委員	今年度から知恵袋委員会を開催しているが、何人の委員を任命しているのか。また、委員から出された意見については、データベース化を図りながら、政策展開に活かしていこうとしているが、その状況はどうか。
政策企画課長	知恵袋委員会では、4ブロック、5会場で66名の委員を委嘱している。1会場当たり10～15名程度の委員となっている。9月にブロックごとに1回目の委員会を開催し、今後2回目の開催を予定している。データベース化については、委員会で出された意見をまとめたり、結果をフィードバックするためのものである。委員の意見は多種多様なものがあるが、既に具体化したものを紹介すると、観光客のための道路標識の設置などがある。また、一人暮らしや高齢者二人世帯に対して地域の集落単位でケア組織を設置できないかといったモデル事業の検討などがある。
伊藤(重)委員	最上地域の発展方向に「エコポリスの展開」が加わったのはなぜか。
企画主幹	中間報告に対し、これまでの実績を踏まえて、次の段階を目指すべきという意見があり、これまで取り組んできた「エコポリス」が新たに打ち出されている。
伊藤(重)委員	最上の副題は主題と逆ではないか。他に比べて異質であり、あまりにぼやけているのではないかと。
企画主幹	様々な意見があるが、有識者懇談会や地域の実践者などで議論してきた結果である。ただし、素案の段階であり、意見として伝えていきたい。

発 言 者	発 言 要 旨
伊藤(重)委員	最上地域で実施した若者アンケートで、最上に住みたいという答えが6割となっていたがどう考えるか。また、アンケートの結果は今回の素案にどう活かされているか。
企画主幹	評価は難しいが、5割を超えており期待は持てるものと考えている。素案には若者定着の柱として、地域への愛着の醸成や地域活動の促進、就業を中心とした生活基盤の確立という3点が示されているところである。
伊藤(重)委員	障がい者雇用について、県警及び教育委員会では法定雇用率を下回っているとのことであるが、障がい者雇用を促進するための全庁的な取り組み等を行っているのか。
人事課長	障がい者を雇用するに当たっての課題等を話し合う全庁的なワーキング等の取り組みは現時点で行っていない。県警なり教育委員会なり各任命権者が法定雇用率を達成していくという観点で、身体障がい者の特別枠の採用等に取り組んでいる。
職員課長	警察本部については、昨年度まで法定雇用率を満たしていたが、退職者があり、2名足りない状況となっている。そのため、身体障がい者のみを対象とした採用試験を実施し、2名合格しており、来年度は法定雇用率を達成できる見込みである。
伊藤(重)委員	法定雇用率を満たせば、それでよいというものでもない。県内の高等養護学校等においては、潜在的には相当数の就職需要があるはず。そうした方々に県が行っている取り組みを情報提供していくべきと考える。
人事課長	10月に教育委員会の方で、障がい者の子を持つ保護者や教員等が一同に会し、就職の問題を含め様々な課題を議論する場が設けられた。その中で私は、知事部局における障がい者雇用の取り組みを説明させていただいたところ。全庁的にどのような取り組みを行っているのかという情報の提供については、教育委員会等にも話をしながら取り組んでまいりたい。
後藤委員	新たな総合計画について、現計画と異なり、人口や所得の数値目標が示されていない。また、県庁改革も外れているのはなぜか。
企画主幹	現計画では、参考資料として見通しを示しており、数値目標ではない。今回、参考資料としてどこまで出せるかは検討したい。行革は政策展開の土台として不可欠であり、県づくりを推進する視点として、新行革指針の基本的考え方を踏まえて示している。
後藤委員	10年後の未来像を参考資料でなく、項目として打ち出してほしい。
総合政策室長	難しい面があるが、意見の趣旨を踏まえて検討したい。
後藤委員	新計画の策定後は、現行の地域グランドデザインはどうなるのか。
企画主幹	新たな計画が決まれば、「地域の発展方向」が現行のグランドデザインを引き継ぐことになる。
後藤委員	現在の地域グランドデザインは何度も会合を重ね、議論してきたものだが、今回は2回の有識者懇談会しかやっていない。これで議論は終わりなのか。

発 言 者	発 言 要 旨
企画主幹	2回の有識者懇談会とは別に、直接有識者や地域の実践者等に意見を聞き、市町村長や企画担当者会議で議論を進めて、今回の答申素案を出している。
後藤委員	議決の方法として、現計画を廃止することが必要となるのか。
総合政策室長	条例上、廃止の規定はない。議案の出し方については、条例の「基本的事項」も含め、議会で決めてもらうこととなる。
後藤委員	現行の集中改革プランにある職員数の削減目標について、現在の状況はどうか。
人事課長	平成22年度当初で4,400名体制を目指している。6年間で10%程度減の取組みとなる。今年4月1日現在4,402名で、あと2人となっている。これには、県立2大学の公立大学法人化による96名分も含まれている。
後藤委員	新行革指針における「未来への礎」とは、具体的にどのようなものをイメージしているのか。
行政改革課長	「未来への礎」は、現在の政策課題に対応する政策だけではなく、近い将来重要となると考えられる政策を想定しており、その範囲はいろいろな分野にわたるものと考えている。一例をあげれば、農業分野において温暖化を見据えて必要となる品種改良等の技術開発、などが考えられる。
後藤委員	法人二税を中心とした、平成21年度の県税収入の見通しはどうか。
税政課長	10月末現在で、県税全体の調定額は835億5,000万円、対前年度比12.4%減となっている。本年度の当初予算額は960億円であり、10月末では当初予算額を確保できる水準内にあるものの、税収に占めるウエイトが大きい3月決算法人に係る11月の中間申告等の状況も踏まえ、近い時期に判断させていただきたい。
後藤委員	同じく平成22年度の見通しはどうか。
税政課長	県内企業に対し今後の業績見通しについて聞き取り調査を行ったところ、総じて厳しい状況にあった。また、現在、国において平成22年度の税制改正の内容について議論しているところであり、現時点では判断できない。
後藤委員	暫定税率及び国直轄事業負担金の廃止による本県の道路予算への影響について。
財政課長	暫定税率の廃止により、県税及び地方譲与税あわせて約60億円の影響が見込まれる。国直轄事業負担金については、現在の議論から維持管理部分がなくなると仮定した場合、今年度の負担金約317億円のうち、一般財源が約38億円であることから、暫定税率の廃止による減収分と相殺するにはいたらず、そのようなことにはならないようお願いしたい。
鈴木(孝)副委員長	新たな総合計画について、現計画をどの程度踏まえて答申素案が出されているのか。
企画主幹	社会資本整備や公益活動の促進、農業の総合産業化など踏襲すべきところは踏襲している。一方、子育て支援や農業の生産力強化など、アクセルを踏むべきところは強化している。

発 言 者	発 言 要 旨
鈴木(孝)副委員長	職員数を3%削減するとの目標であるが、財政の中期展望を見据えてやっていく必要があると考えるが、3%でどのくらいの人件費となるのか。
人事課長	おおよそで、職員数4,400人の3%は130人であり、新陳代謝の観点での取組みにより若い人が入ってこないことになることを意味することから、一人あたりの職員給を310万円程度とすると、約4億円程度となる。
鈴木(孝)副委員長	新行革指針に「自ら考え自ら行動する職員の育成」とあるが、具体的にどのように取り組むのか。
行政改革課長	職員の意識改革に関して、より良い県民サービス提供のため、職員自らが主体性を持って取り組むという視点と職場及び部局が主体となって、いきいきとした職場環境づくりに取り組むという視点を盛り込んでいる。
星川委員	請願審査にあたり、専門用語について改めて聞きたい。まず、「永住権」とは何か。
市町村支援課長	現在、約220万人の外国人が日本に住んでいる。外国人とは、日本国籍を有しない人のこと。出入国管理および難民認定法に基づき、「永住者」や「留学」といった滞在資格が与えられる。請願中の「永住権を持つ外国人約91万人」とは、「永住者」と「特別永住者」の在留資格を有する外国人をさしている。「永住者」は、概ね10年以上日本に在留し、独立して生計を営む資産・技能を有するなどの条件を満たした者に与えられる。「特別永住者」とは、歴史的な経緯から在日韓国・朝鮮人に対し与えられる。
星川委員	「地方参政権付与」とは、選挙権だけなのか、被選挙権も含まれるのか。
市町村支援課長	諸外国の例を見たときに、どちらも制度として存在しており、地方参政権付与について考えていく中で、認めるべきかどうかの議論があるものと認識している。現在国政で議論され、報道もされている件については、詳細を存じる立場にないが、今回、廃案となったが公明党が提出した法案については、被選挙権は除かれていたと理解している。
星川委員	地方のみならず、国政にも影響してくる可能性がある。最高裁判例にある「日本国民」とは何か。
市町村支援課長	最高裁判決要旨によれば、憲法15条の公務員の選定罷免権については、在留外国人には及ばないと解するのが相当である、また、93条第2項の「住民」についても、在留外国人に対して選挙権を保障したものとは言えないとのことであるが、政府が法律により地方公共団体の選挙権を付与する立法措置を講じることは憲法上禁止されておらず、専ら国の立法政策に関わる事柄であるとのこと。また、判例の解釈については学説も多岐にわたっており、定まった見解はないのが実情である。